

第5回「鹿児島港本港区エリアの利活用に係る検討委員会」  
議事録(委員発言)

- ・日 時：令和5年9月6日（水）午後2時～午後4時10分
- ・場 所：市町村自治会館「ホール」

**議事2（3） その他 鹿児島市からの説明**

(松山委員)

この度は、発言の機会を設けていただき感謝申し上げます。本委員会につきましては、各エリアにどのような機能を導入するかといったゾーニング案を検討する場であるということは承知いたしておりますが、本市で検討している多機能複合型スタジアムの整備について現状をご説明させていただきたいと思っております。皆様既にご承知のことと存じますが、整備候補地につきましては、現在従前の2候補地を取り下げ新たに北ふ頭での整備を検討しているところでございます。ここに至った経緯等についてご説明を申し上げます。

お手元の鹿児島市資料1をお願いします。「1. 従前の2候補地の取り扱い」でございしますが、ただいま申し上げました通り、ドルフィンポート跡地等と住吉町15番街区をスタジアムの候補地から除外いたしました。経緯理由につきましては、記載の通り本検討委員会における緑地保全や景観確保等についてのご意見などを踏まえたものでございます。次に「2. 北ふ頭の検討について」でございしますが、「(1) 北ふ頭を検討する理由」につきましては、従前の候補地を取り巻く状況や、平成31年の立地に関する報告書の考え方を踏まえ、一定の敷地面積のある北ふ頭に着目したことなどでございます。また「(2) 現状等」につきましては記載の通りでございます。

続きまして、鹿児島市資料2をお願いいたします。左の図は北ふ頭の現況、右の図はスタジアムの広さを確認するために仮で配置したイメージでございます。こちらの資料は先般本市の多機能複合型スタジアム検討協議会の議論のたたき台として、スタジアムの大きさをイメージしやすいように示したものでありますが、現在関係者の意見をお聞きしながら配置案の具体の検討を図っているところでございます。

本市の基本的な考え方といたしましては、奄美・喜界航路の北ふ頭での維持を前提としております。また人流と物流の交錯が起きないよう動線を明確に

分離するなど、安全面に十分配慮したいと考えております。また資料にはございませんが、先日県から8項目の課題が示されたところでもあります。グランドデザインとの整合につきましては、稼働率について更なる活用策の検討に取り組んでおります。上屋、旅客ターミナルにつきましては、代替機能を確保すべく、港湾関係者などの意見をお聞きしながら課題を解決できるような配置案を検討しているほか、離島航路利用者へのアンケートの実施や関係自治体との意見交換を行い、スタジアム整備についての意向の把握に取り組んでいるところでございます。今後実施する各種調査や検討内容につきましては、時点時点でお示ししたいと考えております。本市としましては、賑わいと港湾機能等の共存に向けて検討を進め市議会や市の協議会の論議も踏まえながら、本委員会に対しましても検討状況や8項目の回答について、次回以降然るべき時期にご説明させていただきたいと考えております。スタジアムに係る資料の説明は以上でございます。よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

## 議事2 (3) その他 意見交換

(北崎委員長)

参考資料の後に木方委員の資料がございます。木方委員には幹事会で座長されていますが、幹事会の共通見解ということではなく、木方委員の意見として皆様に意見を参考資料をもとに説明したいということで、木方委員に時間をください。簡単に説明してください。

(木方委員)

これまでの説明がずいぶん大量なものだったのと、それから私の説明は少し専門的なところもありますので、まずはこれまでの説明での議論をしてから、その流れで私からご説明させていただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。

(北崎委員長)

それでは、機を見てご発言ください。それでは議事に移りたいと思います。

大量の資料を事務局から説明していただきましたが、簡単にまとめさせていただきます。資料2がゾーニングの素案です。それに行き着くまでに資料1、今までの検討委員会での議論、それから委員から出た意見で、幹事会から出され

ら出された意見のまとめ、これらがあってこの資料2に行きついているというふうな流れです。資料1につきましては、例えば注目すべき点は15ページを開いてください。15ページに、緑と青と黄色で色付けされたものがありますが、これはKJ法という、川喜田二郎さんが考案した手法で、たくさんの意見があった場合にカードで吊るして視覚に訴えながら、また関連付けながらこれからの議論を膨らませていくときに使う方法で、最適な方法とは言えませんが、幹事会の方からは非常に役に立つのではないかという形で出されたものです。そこを見ますと、黄色の「景観を活かす」、緑の「生活の質を高める」、青色の「アクティブに楽しめる」という3つの項目ですが、私が見た感じでは、この緑の「生活の質を高める」に注目がいき、県民、市民にとってやっぱり日常的に行きたくなる場所、こういう意見がかなり皆さんの意見として出てきて、それが逆に観光客の認知度を高めて注目されることになる、という流れをこの図が示しているのではないかということを感じました。こういう手法を使って賑わいのターゲットをどうつくるかというのが、次のページの16ページに繋がっていく。賑わいのターゲットというのは、色んなものがあるけれども、そのターゲットを示していくとこういうふうに整理できるのかなということだと思っています。

そして今回はエリアごとの特性をものすごく整理されてきたなど。本港区といっても広く、色んなエリアがあってエリアごとの特性を生かしながら、そして一体感をどう掴むか、これがやっぱり必要になってくるかなということを感じました。一方で時間軸、実現までに時間のかかる時間軸で段階に区切って整理することも必要だという意見が出ていました。

さらに公共機能の確保については、港湾機能と賑わいをどう両立させるか。港湾機能という公共機能は確保しないといけないが、それと賑わいをいかに両立させるかが非常に難しい。それを考えないといけない。それから集客に伴う渋滞、それから混雑への対策をどうするかも考えないといけない。そういった意見で資料2のゾーニング素案が示されています。これを今後いかに膨らませていくかということが、この委員会のテーマになっていると。ただ、ゾーニング案とともに幹事会からは、資料3コンセプトプランというものを併せて作らないといけないのではないかと提案されました。今説明がありました資料3に関してはまだ項目が並んでいるだけですが、このコンセプトプランに基づいてゾーニング案に肉付けしていくということになっていくと、中身を知らせていくということになると思います。こういう形で幹事会からの提

案がなされています。本日は委員の皆様から、膨大な資料に対して意見をいただき、特に資料2と資料3の考え方は特に重要だと思います。引き続きゾーニングの協議・検討に繋げていきたいと。私からは、今回の流れとしては皆さんの意見を聞きながら、同じ案件、例えば住吉町15番街区はどうするかということについて、複数の意見をいただきたいということで、重要な案件で今まで十分な議論がなされてなかった案件については少しそこで時間を取りたいというふうに思っております。それではどなたからでも結構です。ご意見があればご発言をお願いします。

(松山委員)

資料2と資料1関係のご質問です。前後するかもしれませんが、この資料2につきまして、ここに動線とエリアの関係性、そしてゾーニングの素案が出されております。資料2につきましては、これまでの議論や県民等からのアイデアを踏まえて作成されているものと考えます。また、これまでの議論の中で港湾機能との共存も意見として出されていたと認識しておりますので、その表示方法について申し上げたいと思います。資料2の1枚目の北ふ頭では、左上の「アクティブに楽しむゾーン」は赤色の網掛け、それから「港湾機能空間」は灰色の網掛けが重なって表示されております。一方、2枚目のゾーニング素案におきましては、北ふ頭エリアは「アクティブに楽しむゾーン」は赤色の網掛け、「港湾機能空間」は灰色網掛けが、点線で、両サイドは全部実線ですが、ここが点線で記載されておりますが、このような点線のこの表記という表記ではなかなか意味がわかりにくい。そういうことでこの1枚目の表示のように、各ゾーンが重なるような表現にした方がよりわかりやすいのではないかというふうに考えます。それからもう一点でございますが、資料1の37ページ、本港区エリア景観デザイン調整会議における視点場が示されております。先ほどの資料2に、緑色の矢印、徒歩動線が記載されておりますが、この資料1の37ページの視点場と徒歩動線が繋がっておりませんので、ここは回遊性を図る観点からも、この視点場と徒歩動線を繋いだ表現にした方がよりわかりやすいのではないかというふうに考えます。

(北崎委員長)

ありがとうございました。さらに検討を加えてもらえますか。

(事務局)

今いただきましたご意見も踏まえまして、また次回までに調整させていただきたいと思っております。

(有山委員)

景観への配慮という、論点の一つである点について意見を述べさせていただきます。スポーツ・コンベンションセンターの配置がドルフィンポート跡地南側になっておりますけれども、この建物の配置について、今一度検討する余地もあるのではないかと考えております。県外視察で香川県の県立アリーナを視察いたしました。まだ建築中ではございましたけれども、港に近接する施設で、瀬戸内海の島々の風景に呼応するような低層の伸びやかなフォルムが大変印象的でした。利活用のアイディアの中にも、配置を変えることで桜島を望む景観への影響を緩和する案もあり、また低層化のご意見も複数あったように思います。本港区エリア周辺ですとか、錦江湾そして桜島の景観をより効果的に生かせるように、建物の低層化ですとか、あと配置変更などをポイントに柔軟に検討してはいかがかと思っております。

(木方委員)

資料1で非常に幅広い論点の話がありましたので、そちらの議論を少しお聞きしてから今のようなお話の方がいいかなと思い、先ほどご説明を少し後回しにさせていただくようお願いしたのですが、私の方で今回用意させていただきました参考意見というか資料ですね。これも少し今のご発言に関連する部分がございますので、よろしければここでご説明しながらお話ししたいと思います。先ほどゾーニングの素案として資料2というのが出てきたということで、これについて色々な表現方法について、松山委員からも御指摘がありました。こうしたゾーニング素案に関しては実は前回の幹事会のときにはまだ示されずにいたものです。あの場では、まだ議論もなく出すということではいけないのではないかとということもございましたので、その後事務局の方でこういうふうにとまとめていただいて出していただいたわけですが、今後ですね、特に資料2の2枚目にあるこのゾーニング素案というものを肉付けしていく、うえでは先ほど委員長がおっしゃった通り、特にゾーニングというものを考えていく上で、より空間デザインとか、実際の都市計画や建築の、技術的な側面も含めての表現方法というものを、きちんとセオリーに従って

やっぴいかなければいけない側面があると思います。今日の資料はそのあたりのことを述べたものです。ただ、これも前回の幹事会でお話がありましたが、今のところピン留めできる中身のものは港湾施設をきちんと残していくということのほかには、ウォーターフロントパークの緑地を残すということしか、合意は取れていないので、その2つを前提にした上で、今後どのような形でそれを膨らませていくかということで、その点に限定したところのお話をまとめているものが私の方で作った資料です。「木方委員資料」を見ていただけますでしょうか。「本港区における緑地広場・回遊動線・施設のアプローチの構成について」というタイトルになっております。経緯としては、これまで議論されているように、ウォーターフロントパークを保全するという方針がある。それからスポーツ・コンベンションセンターの基本構想では、体育館というのはドルフィンポート跡地南側に配置し、北側の方は多目的スペースとして活用していくこと、そしてその多目的スペースというのは中心市街地や駐車場からのアプローチ動線に対応して計画することや、それから多目的広場、ウォーターフロントパークの連携にも配慮して動線を計画することがうたわれています。また先ほどお話がありましたKJ法での整理であった通り、多くの人々が集う憩いの場というようなご期待も非常に多くの皆さんに共通のご意見としてありまして、こういった部分を担うものはやはり緑地であるとか広場というところになりますので、こういった部分が改めて大事に考えていくべきものとして確認されたのではないかと思います。ただここでの議論はあくまでふ頭用地であるとか臨港道路の維持という港湾機能の確保は大前提としていますので、そこを変えるものではないだろうというふうに思っています。それで2番目ですけども各要素に必要なとされる計画上の与件ということですが、今私が取り上げようとしているものが緑地広場あるいは回遊動線、それから施設のアプローチといった各要素になるわけですが、これを計画上の役割というか与件といったもので整理をしますと次のようになります。「①緑地広場」ということですが、これは全ての人々にわかりやすくアクセスしやすいシンボル性を持つ、くつろぎ憩うことができる、という集いと滞在の中心としての役割があります。対象は全ての人々です。「②回遊動線」というのは、中心市街地や駐車場からの来訪者を導いて、様々な目的を持つ利用者を、施設を含む本港区の歩行者空間には行き渡らせる役割があります。緑地が人を集め、その賑わいを分配して繋いでいく役割というものがこの回遊動線です。「③施設へのアプローチ」ですが、これは回遊動線に適切に連結をして回遊動

線から、一定の目的を持った利用者を集散させるものです。つまり一定の目的を持った利用者が使う役割。以上①～③の各要素というものを、利用者の広がり、どれだけ幅広い利用者に利用されるかという点から整理をすると「①緑地空間 $\geq$ ②回遊動線 $>$ ③施設へのアプローチ」（の順に幅広く利用される）と表現することができると思います。これ厳密に定量的に示したものじゃなくてイメージですけども、要は「①緑地広場」というものが最も広く人を集めるもので、「②回遊動線」は多くの人が集まればそれを回すことがあるかもしれませんが、少し少ない人が集まってくる（緑地に滞在する人もいますので）、それから「③施設へのアプローチ」というのは一定の目的を持った利用者しか来ないため、限られたものになります。ですから、こういう大きな広がりから少しずつ目的をして狭くなっていくというような動線の構成を適切にとっていく。つまり、とにかく動線を入れればいいというわけではなくて、それらが階層的にきちんとネットワークになっていないと、ゾーニングとして機能しないということになります。よろしいでしょうか。今お話をしたようなことを、本港区の場合特に中心市街地の回遊性ということで考えていけば、このスタンスのような構成で考えていかなければならないということになります。先ほど言いました、①②③というもののそれぞれ個別のイメージはこの図の通り、図1①は緑地に多くの人々が集まってくると、そういう非常に開かれた集いの様子です。それから図1②というのは、その動線に従って人々が行き来をして、適宜それが分散されていくというイメージになります。この矢印の大きさもそういう人流の大きさをイメージもしています。図1③というのは個別の施設にアプローチをしていくものですから、例えばスポーツ・コンベンションセンターであれば、スポーツ・コンベンションセンターを目的に行く人の動線であるということですね。これを構成すると、理想的にあるべき姿として作らなければならないのは、図1構成Aの形です。つまり、多くの広場に多くの動線が集まり、それを回遊動線が回して、様々な施設であるとかスペースに配っていくという。こういう構成になっていかなければなりません。一方、望ましくない例では、不特定多数の人が集まる動線が、まず最初に施設にぶつかってしまう。それから施設にアプローチする動線が回遊動線にきちんとコネクティングしていないとか、あるいは回遊動線そのものがちゃんと回っていないということですね。この辺りのところをきちんと整理をしていかなければいけないわけですし、実は先ほどの資料2の図の状態ではまだこれできていませんので、今後このあたりは技術的側面としてきちんと確保しないとゾーニング

としては役に立たないということになるだろうと思っています。ただこれはあくまでも図である以上、受け止め方というのは差が出ますので、それに関しては先ほどお話し出しました、コンセプトプランできちんと文字で説明していく必要があるというのが、まずゾーニングにおける構成ということに関してのお話です。最後にちょっとまとめとして書きますが、今以上に述べたような各構成のあるべき姿を今後ゾーニング案の検討によって実現する必要があるわけですが、ただそれに対して目下の課題というものが、具体的に本港区の場合にはありまして、それを今後の検討で十分に議論すべき論点として以下にお示しします。まず「①緑地と広場のシンボル性の確保」ということです。これは先ほどお話しした通り多くの人が集まるための目印になるものですが、鹿児島市の市街地全体において本港区の緑地のシンボル性を確保するには、市街地に対し、ドルフィンポート跡地の背後にある現在のウォーターフロントパークをドルフィンポート跡地北部に計画される多目的広場と空間的に一体となった緑地広場としてその存在感を高める工夫が求められます。もちろんウォーターフロントパークのドルフィンポート跡地は港湾計画に基づくゾーンの扱いと異なります。またその間には臨港道路が横断していますので、それらを前提としたお話ではありますが、特にドルフィンポート跡地に施設を計画した残余地、要は建物を建てた残りの土地について、ウォーターフロントパークおよび回遊動線と調和しながら一体的な形を形づくって人々に認知されやすい空間作りを目指すということが必要であります。ここでいう認知されやすい空間作りというのは、理論的な話になりますが認知心理学における「図」との関係において、建物を「図」として残余地を「地」として捉えるのではなく、逆に緑地広場の空間を「図」とらえて建物はその輪郭をつくる「地」になるように計画するということで実現できます。図2をご覧いただきたいのですが、これは皆さんもご存知の「ルビンの壺」という、認知心理学で一番基本的な教科書に出てくる図で、これを皆さん顔と見るか壺と見るかということですが、顔と見た場合は壺の形は認知されなくなります。壺の形が認知された場合は顔の形は「地」になって消えます。つまり認知心理学上は「図」と「地」というのは、輪郭をどちらの属性で捉えるかによって片方が認知され、他方は認知されない。つまり今本港区においてこの空間的なまとまりがなかなか見えずにいる一つの大きな原因が私はここにあるのではないかと考えています。つまり今ドルフィンポート跡地に仮に配置されている、スポーツ・コンベンションセンターの形が非常に図としてはっきりした四角い形をしています。その

ため残った土地が「地」になってしまって、せっかく広い面積取っているのに認知されていない。文字通り「図」としても見えないし、おそらくそのまま立てれば空間としても認知されにくい空間になります。ですので、そうではなくて、やはりきちんとドルフィンポート跡地の多目的広場とウォーターフロントパークというものを空間として認知できるような形になるように整えていくということが非常に大事になります。ここではデザインの議論はできませんので、ゾーニングにおいては先ほど私がお話したような動線の構成であるとか、そういったもので説明していくことになるし、さらに先に景観デザイン調整会議の方で議論がそれに整合してくるという形を取っていくのがいいだろうと思っています。そういったことでして先ほどの有山委員のお話も実はここに関係してくるのではないかと考えています。もちろん景観として、スポーツ・コンベンションセンターがどういうふうに構えるべきかということもこれに含まれてくるわけですが、具体的に何が見えるか見えないかということもあり、一方で現実的には、お話をしたようなウォーターフロントパーク及び多目的広場との関係の中で、特にせっかく確保する広場、緑地が生きる形で、例えば地図であるとか、あるいは行ったときの風景であるとか景観としても、皆さんに認知されやすいものとしてつくっていくことが必要です。その方向に、ゾーニングの議論と景観デザイン会議の議論、さらにはスポーツ・コンベンションセンターの要求水準書、そういったものが一致して作られていくことが求められるのではないかとこのように私は思っております。ということで、私の整理としては、そういった形で今後特に今ポイントになりましたウォーターフロントパークとかそれからドルフィンポート跡地に関して考えていけばいいのではないかとこのように思っております。

(北崎委員長)

ゾーニングに対してどうやって対応していくかということプラスその中でコンセプトプランにどこまで落とし込めるか。それぞれ事業者プロポーザルの時に、どこまでそれが忠実に伝わるかということまで考えながらちょっと議論を進めていかないといけないのですが、やはりどこまでゾーニングするかという議論をもう少し考えないといけないかなと思います。そういうことで他に何か意見はありますか。

(岩崎委員)

今から厳しいことを言わせていただきます。特にどなたかを責任追及するわけでもないですし、批判的に進めるために物を申し上げているわけではないです。あくまでもポジティブに進むためには、やはり現状を厳しく認識する必要がありますので。まず、鹿児島県はもう少し当事者意識を持ってこの一連の作業をやっていたらいいと思います。さっき事務局の発言の中の象徴的な部分が、このゾーニングに関して、当然港湾計画が束縛をしているわけですよ。それに関して県はこういう表現をお使いになりましたね。ゾーニングとは別に港湾計画が関わってきているので、それは港湾管理者の考え方によると。港湾管理者は鹿児島県じゃないですか。そしてこの委員会は鹿児島県がやっているわけですから、そういういい加減な無責任な発言はやめていただきたい。まずここで作るゾーニングは、現状平成5年に出来た港湾計画を前提にゾーニングをしているのか。それともここで作るゾーニング計画をもって、できるかできないかは別にして、早速港湾計画の見直しに入るのか。この大きな白か黒かの議論をグレーの発言で、ここでゾーニングしたけれど、最終的には鹿児島県がこの委員会をやっておいて、ここでゾーニングを決めたのに、最後は鹿児島県が港湾計画を変えられないからそのゾーニングなしですというような、行政用語で言えばそういうことかもしれないんですけど。一般人から見ると、そんな無責任な当事者意識のない話はないんじゃないんですかということです。そういう意味でいくと誠に失礼ながら、素案のレベルが低すぎる。いわゆる行政用語でいうところの熟度。もうちょっと熟度を上げたものを出していただきたいですね。ゾーニングに関してはコンセプチュアルなもので結構ですけど、前も申し上げましたけど、その一番重要な、ここでいくと大西委員と有村委員が心配しているように、そして全員がやっぱり一番大問題だとしている人の動線、物の動線、港湾事務所長も出てきていただいていますけど、このゾーンだけじゃなくて、マリンポートとどう繋ぐのかとかですね。この道路の問題を結局解決しない限り、それを無視したゾーニングをしたって、絵に描いた餅にしかならないという意味ですよ。そのゾーニングはコンセプチュアルでいいですけど、それを裏付ける動線に関してはこんなアバウトな、絵みたいな話じゃ駄目だと思いますよね。港湾事務所なり、国道事務所なり、土木部当事者として道路計画をどう持つかっていうのを、そしてその上に、私バス会社ですから反対ですけど、市電を通すのかバスを通すのか、あくまでも公共交通機関を前提じゃないと体育館は人が来ることができないということがありますよね。今佐賀県のアリーナが20分ぐらい歩かせるということで評判悪いと

いうのはもう皆さんご存知じゃないですか。そういうことをきっちりしないといけないというところは、しっかり考えていただきたい。

最後に申し上げたいのですが、最初に申し上げたようにこの委員会は私人として、もちろんそれぞれバックグラウンドがあって出ていますけど、自由に私人としてのバックグラウンドを前提にして発言して、ここでコンセンサスを取るための委員会であって、なぜ我々が県民の声を聞くんですかと。県民の声を聞くのは県であり、議会であるわけですから、県としていろいろ意見聴取をしたものをこっちにボールを投げるなど、県の中でハンドリングしてください。そしてその結論を我が委員会に投げるのが筋じゃないんですかということをお願いしたい。

次にどっちが上位機関なのかとお聞きしたい。幹事会ですか。この委員会ですか。先ほどから幹事会のお話がありました。しかもその幹事会が県民の声を聞いて整理してですよ、整理していただくのは結構ですけど、我々はそれに制約を受けるんですかと。平たく言えば、この委員会には会頭の私が出てますよ。幹事会には副会頭の川畑副会頭が出てますよ。幹事会での川畑副会頭の発言は私人としての発言ですよ。ここでの私の発言はもちろん委員としては私人ですけど、私は会頭ですから、鹿児島商工会議所という経済団体の意見として、もちろん私人の部分もありますけど、基本的には会議所のコンセンサスを取った上で発言しておりますんでね。逆に幹事会が出てきたものを前提に我々がなぜ意見をしないといけないのか。というふうに感じました。そういう意味じゃタイムリミットを1月に設定するのではなくて逆にしっかり熟度のある素案を作ってそれを喧々諤々やってですよ。本当に全員が賛成するなんてないんですから。どっちを取るかという判断もどこかでしないといけませんよ。そしてそれは多数決ではないんですよ。もちろん経済的なものと、逆にそれとは別に生活者としてのものとかね。相反するものもあるけど、それをどうやってコンセンサスするか。やっぱりそういうことをこの委員会で詰めていくっていうのが大切なので、形式だけでやって何か熟度の低い素案で、ただ好き勝手に意見言っただけみたいな話では僕はないと思います。少なくとも、鹿児島商工会議所としてはですね、あそこのウォーターフロントが鹿児島の今後の経済発展にサステナビリティにとってどうなるかっていうのは本当に重要な問題なんでね。こんなレベルのゾーニングで次に行って欲しくないんですよ。体育館をあそこに作るということは、有山委員がご質問されましたけども、県議会で決まっていますから難しいと思いますよ。あとは木方委員が心

配されているように、どんな形にするのかという話は、景観一つにしても、一般的な県民の人は景観景観と言いますけど、景観の定義から議論してないじゃないですか。パース通りから桜島が見えるみたいなことを言っていた人がいるんですけど。会議所的に言うとそれが何ですかと。鹿児島市が条例作っていますよね。城山の展望台から稜線を切るといふ、あれだって憲法違反ですよ、ある意味。もちろんそこに何かを犠牲にするものがないければそれはそれでいいと思いますけど。桜島の景色を綺麗なものを見たいのであったら、極端なことを言えば、体育館が建とうが、どんなものが建とうが、その前のギリギリ海岸まで来て見ればいいだろうという意見だってあるんですよ。私はそっちの方ですよ。もちろん、あのウォーターフロントに変な建物を建てて、なんだこの街はっていうような建物は建てたらいけないですけど。景観ということで、桜島を見る景観なのか、街としての景観なのか。エッフェル塔ができたときにパリ市民は最悪のものができたって言ったわけですよ。シドニーのオペラハウスができたときに、みんなあれなんだひどい建物って言ったわけで。そのときそのときに価値観が変わりますけど、そのまちなみとしての景観は重要ですけどね。安易な、桜島が見える景観という話はちょっと違うと思います。最後に具体的な話を申し上げますと、スポーツ・コンベンションセンターとウォーターフロントパークのところは別に切り分けられていますけど、PFIはパッケージでやるべきではないですかと。片方がアクティブ、片方は何とかって言っていますが、ウォーターフロントパークのところは何もしないんですかと。駐車場もいらないんですかと。ただ芝生を張っているだけですかと。という意味で、スポーツ・コンベンションセンターとウォーターフロントパークにPFIで提案をさせて、トータルで人が賑わって、かつ県民市民が憩える場所というふうにお金を投資するのが、我々ビジネスの資本主義の中で、民間資本をやっぱり投入して、ウォーターフロントパークを単なる公共事業で税金使って何か公園整備するみたいだったら逆に勿体ないわけじゃないですか。というのが会議所の考え方なのでそういう意味じゃ、なぜゾーニングはそこを分ける必要があるのかなというふうに思っております。ちょっと長くなりまして厳しいお話ですけど、ぜひ前向きにご検討お願いします。

(北崎委員長)

前段の意見は私も重々認識いたします。後段ではかなり具体的な意見を承ったと思っております。次のときにはそういった意見を生かし、対応していた

だきたいと思っています。

(岩崎委員)

ちょっといいですか。あのゾーニングだと市のプロジェクトは駄目ですよって暗に言っているように思いますよね。さっきの話で港湾計画を現状のままゾーニングをするんですか。それともゾーニングが先に決めて港湾計画を決めていくんですかと言うみたいなところを詰めて、私の私見を申し上げると、ウォーターフロント、今回本港区にサッカー場を作るか作らないかということに関しては、最終的には市が決めることで、今日の段階では市長がウォーターフロントにサッカー場を作りたいと。その方が経済効果があるというふうに思っておられるわけで。あえてそれを作らせないと我々はするのか。作る可能性を何%の割合で可能性を残してあげるのか。というのはポリティカルな判断の中でした方が、あまりそのしょうもない議論に時間をかけるよりは、さらっと流した方が私は私見ですけどいいと思っております。

(木方委員)

少し私も気になっていたことを今岩崎委員が代弁していただいたところがありまして、非常にありがたいなと思ってお聞きしたんですが、先ほどのご指摘の、ゾーニングがどこまで効力があるのかという話ですね、これに関しては少し私も実はご確認いただきたいものがちょっとございます。幹事会というお話が出ましたので私の立場として話をさせていただきますと、取りまとめていくという、特にこの委員会でのそのゾーニングの議論をするために準備をしていくということで当初考えていてここまで来たんですが、実際に描いていくとなると、幹事会でもやはりまだそれは熟度がないというか、十分な議論のないものがやっぱりどうしてもでて行かざるを得ないし、実は前回の幹事会でも、もう少し本当は案を出せるといいなと個人的に思っていたんですけども、なかなかそういう判断に至らなくて、あの場で少しお茶濁したような格好になり、皆さんには大変ご迷惑おかけしたんですけども、いずれにしろ、岩崎委員のおっしゃる通り、きちんと委員会の場で議論をしてゾーニングを作っていくべきだろうと私は思うんです。それについての手続きというものがそういうことでいいのかどうかということをもう1回確認をしたいんですが。

(北崎委員長)

今回県民意見の整理については、幹事会に全部任せてしまいましたね。そして幹事会から上がってきた意見をここで反映したということですが、幹事会のあり方、それからこの検討委員会でのゾーニングのやり方、他の委員の意見を聞きながらという形になるでしょうが、木方委員の方から意見がございませうか。

(木方委員)

今後ですね、これから先も、今日の議論を踏まえてゾーニング素案を作って出すわけですが、それをきちんとこの場で確認しながら最終的な案を作っていくということで間違いがないのかなということですよ。

(岩崎委員)

熟度が低いと申し上げましたが、一応素案が出ましたので、それをベースに議論をすればいいんじゃないかと私は思います。ただ私がお願いしたいのは、これにせめて道路ぐらいいちちゃんと書いてください。今の道路じゃなくて、港湾計画を見直して、かつ外側に対する港も道路も、臨港道路とか、10号線に繋がる道路とか、そういうことをちゃんと考えて、残りのゾーニングはある程度コンセプトで結構ですけど、道路だけはそんなにいい加減に作れないので。ぜひそこだけはその中に追加で出していただきたい。

(北崎委員長)

ちょっと交通整理したいんですが、木方委員の方としては、ここで詰めていったゾーニングについては検討委員会として県に提案するという形になりますけど、その効力について議論するということですか。

(木方委員)

先ほどの岩崎委員のご意見の中で、港湾計画とゾーニングとの関係の話が意見として出ていたように思ったものですから。つまり緑地の話なども含めて、そもそも計画上も別々じゃなくていいんじゃないかというご意見もあったと思いますが、どのあたりまでゾーニングとして検討していった提案をするか。もちろん港湾計画の変更等々はその後の手続きもありますので、ここで

決めたからといってすぐにできることはないですが、そういったものまで盛り込んでいけるのかどうかということです。

(北崎委員長)

どこまでゾーニングしていくかという議論をここでしないといけないということですか。この委員会では、例えばどこまでゾーニングの程度を皆さんと共有できるかということをやっぱりここで確かめてやった方がいいということですか。

(岩崎委員)

方法論として、先にそれを決めるんじゃないくて、最終的に結果でどこまでいくか。いけないものはいけないですよ、いけるものはいけるんですよ。それをどこまで具体的に決め込むかっていうのを先に決めたら、スポーツ・コンベンションセンターのところは極めて具体的にゾーニングができるじゃないですか。ということで、この委員会でコンセンサスが取れたものは具体性があるてよろしいですし、なかなか意見が集約しないものは非常に大雑把なゾーニングでいいんじゃないんですかね。ただ、さっきから申し上げてるように、それは現状の港湾計画が規制するのか規制しないのかで、現状の港湾計画で規制したら、北ふ頭のところはもう利用する方法論はもう限られてますよね。ということじゃないですか。幹事会でターミナルを有効利用しましょうみたいな話が出てますよね。それは大いに結構ですけど、所詮とりあえずというか苦肉の策でしょう。倉庫だって三反園知事のとくになんかね、呼んできたけど、基本的には鹿児島は4月とか5月は引っ越し異動の時期のときに、あの倉庫は引っ越し荷物でいっぱいになりますから。通年で劇団に貸し出すとかそんなことはできないわけですよ。という現実があるわけですから、そういうことを踏まえるとどこまで具体的にできるのかできないのか。だからその長期的なゾーニングの話と現状をとりあえずどうやって活用して経済をするかっていうのはその辺は使い分けないといけないんじゃないんですか。

(事務局)

先ほど港湾計画の改定に関するものは港湾計画、港湾管理者であるその判断に委ねると、その資料その部分だけをご説明したので若干誤解を招いてるかもわかりませんが、ここで描いた絵が実際にできるかどうかは港湾関係者

との調整というプロセスが必要になってまいりますので、港湾関係者との調整を踏まえた港湾計画改訂の判断が必要になるということでその部分を読み上げてなかったもんですから。丸ごと委ねるような、ちょっと誤解を招いたのかというふうに思っております。港湾関係者との調整がなければ、ここで議論いただいたことも実現できるかどうかはまだわかりませんと、このようなことをお伝えしたかったということでございます。また、北ふ頭についてでございますが、資料43ページを改めてご説明を差し上げたいというふうに思います。まさに岩崎委員がおっしゃられますように、私どもも今有効活用されている、有効活用されていない上屋等がございますが、こういったものは当面の活用を図っていかなければならない。このことを、この43ページの図の中ではこの図の下の方でございますね。赤点線の短期の利活用エリア。こういったことで囲ってございます。今すぐにでも活用できるものを囲ってございます。他方で今おっしゃられましたように、もっと市さんがお考えのような、その抜本的なですね、その新たな再開発をどこまで議論できるのか。それを明確にするためにですね、この紫の縁取りをしたところでございます。こちらの方が中長期ということでございます。先ほどご説明いたしましたように、港湾機能は維持すると、こういうことを前提に考えますと、このL字型になっております黒字の岸壁機能、それから荷捌き地。この機能については外すことができないんだらうと。このようなことでこちらは短期それから中長期の利活用エリアからは外しております。その上で残った土地についてはなるべく幅広く中長期として囲ったつもりでございます。他方で港湾機能を維持するのであれば、ターミナルですとか上屋または駐車場、こういったものが一定必要になるとは思いますが、これらについてはこの紫で囲った利活用の中で施設の再編、そういったことの中で一定の機能は確保する必要がある。このことを配慮しながら、中長期の利活用についてご議論いただきたいと。このような整理を行ったところでございます。以上でございます。

(北崎委員長)

ちょっと議論が今整理できてないですが、先ほども委員からも言われましたように、共通見解っていうのをやっぱ積み上げていくということしかないのかなと思っています。そして幹事会から提案された意見、県民からの意見も、どこに気付きとか、それから県民の意見をどれだけ吸い上げるかということも努力しながら、この委員会の中ではグランドデザインと、それからスポー

ツ・コンベンションセンター基本構想に基づいて本港区をどうやって利活用していくか、どういった形の利活用が一番いいのかというのを考えると、共通見解をやっぱり積み上げていくしかないのかなと思っています。それでそういう形で幹事会からも提案がなされたとは思っています。

(木方委員)

もう一度確認させていただきたいのですが、今回このゾーニング素案は幹事会からの提案ではございません。それについては議論していないので、これから先詰めていくということです。幹事会として出しているものは資料1だけになっておりますので、そこはそういうふうなご理解をお願いしたいと思います。

(岩崎委員)

幹事会からコンセプトがどうのこうのっていうのが出ているじゃないですか。僕はこれ反対です。委員会もひっくるめて、そんな重い仕事を引き受けるべきじゃないですよ。会議所としては、そこが鹿児島が今後どう発展するかのキーだと思っています。そうすると、やはり鹿児島県と鹿児島市が、やっぱりあそこをどうしていくかっていうことを当事者意識を持って考えるべきじゃないですか、と思います。少なくとも私企業の経営の観点からすると、経営責任というか、結果責任を取るべき人間がちゃんとそのベースとなる戦略とか、そういうものを考えるので、それを第3者の、あえて言えばここにいる人間は無責任な人間ですよ。もちろん無責任な発言をしているわけじゃないですよ。でもやっぱり結果責任を取るのは、県なり市じゃないんですか。まちづくりに関して。あくまでもまちづくりの一部ですよ。そして、あそこにどういうものを作るかっていうのはあそこだけで議論するわけじゃなくて、鹿児島市全体で、もしくは鹿児島県全体で鹿児島市にどういう役割を持たして、そして鹿児島市の中でという話ですよ。例えば歴史がどうのこうのって出ていましたね、幹事会で。歴史なんかないですよ。鹿児島市の中での歴史ゾーンというのはほとんど鹿児島のことをわかっている人間は、鶴丸城、楼門、あっちの方が歴史ゾーンとしてどうやってお金を突っ込むかという議論をしているのに、ウォーターフロントは歴史ゾーンになり得ないけど、そういう話が出てくるんですよ。いろんな方が意見を無責任に出して。そういう意味じゃやっぱりコンセプトというか戦略、そこをどう使うかっていう戦略は、当事者は県と市で

しよ。そしてあえて申し上げれば、県と市はちゃんとテーブルについて、本音でまず話し合ってからコンセンサスを作ってから委員会にボール投げしていただきたかったですね。

(事務局)

まず委員会と幹事会の関係でございますけども、基本的には検討委員会においてこのゾーニングの取りまとめを行っていくと。その中で作業部会的な意味合いで委員会の方針に基づいて作業すると。このような整理をさせていただいたところでございます。そう意味では上下関係はそのようなことになってくると思います。他方で決めたものについての責任等のご指摘もございました。実際のところ幹事会の作業部会の作業としても、資料の素案等につきましては県の方でお作りしているのが実態でございます。また最終的にこのゾーニングの取りまとめ案ですとか、またこのコンセプトプランとして提案させていただいているもの。これがその誰のクレジットとして作成されるのかと、こういうことについては基本的に委員会の方でご議論いただいた後、最終的には県として決定していくということになるというふうに考えております。以上でございます。

(北崎委員長)

非常にこの委員会の位置づけが難しいところがありますが、せっかくお集まりですので今日の資料を基にもう少し議論を進めさせてください。

(有村委員)

今ゾーニングをどうするかで、どの辺までやるかとかそういう話なんだろうと思いますが、せっかく松山委員も来られているので、実は北ふ頭の関係だけちょっと質問というかお願いがございます。このサッカースタジアムの図面というのは、初めてこの委員会で出されたと思うのですが、今まで市の方はプレスを使って8月の頭ぐらいからずっといろんなことをやってらっしゃって、8月10日(の鹿児島市議会特別委員会)において、県から8項目に渡る色んな質問が出ていることが説明され、それから約1ヶ月近く経っています。この図面よりも本当は更に進んだこの8項目に対するそういう回答みたいなこともやっているんじゃないですか。なぜかと言うと、新聞やプレスを見ていると何か調査したり、色んな関係者ともお話をしています、みたいなことが書い

であるので、だったらプレスに最初に出すのではなく、ぜひこの委員会でちゃんとした図を出していただきたい。県がいろいろ質問している中で離島航路の色んな問題であるとか、港湾機能の問題だとか、やっぱりその辺をパチッと出してもらいたい。先ほども言った、本当に抜本的に港湾計画を大幅に変更しなければいけないというような場合に、それをギリギリに出されると、その後が非常に時間がかかると思います。そういうことが心配されるので、本当は手元にまた色んな図面があるのであれば、早く出してもらいたい。ぜひお願いします。

(北崎委員長)

要望として私の方もお願いします。段階が必要だとは思っていますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(松山委員)

ご指摘いただきましてありがとうございます。今確かに有村委員がおっしゃるようにこの図につきましては、私どもの協議会の方で出した資料でございます。協議会の方でこれ以外、これから先に、議会とか、それからまた県市連絡会とか、特にこの件に絞ったわけではありませんけど、議会、連絡会、それから各種関係団体と協議して出しているものですから、どうしてもSpan的にちょっと遅くなるころもあつたのかなと思ひますけれども、今後今おっしゃるように速やかに提案できるような作業の仕方に進めていきたいと思ひます。

(岩崎委員)

ちょっといいですかね。この委員会じゃなくて、旅客船協会と港運協会と鹿児島市で本当に作らせてあげることができるのか。鹿児島市さんに諦めてもらうのか、余計な人は入れないでいいから3者間できっちりやればいいんじゃないの。反対とかそういう総論じゃなくて、やっぱりちゃんと詰めない駄目でしょう。本当に60mでいいんですかという、僕60mじゃ足りないんですよ。鹿児島市さんには自分の中だけでやったら駄目でしょとは実は言つてあるんです。

(有村委員)

倉庫とか県の施設を壊して、新しく作るなら市が作るんですか、県が作るんですかということはあると思いますけど。

(岩崎委員)

そういうのは港湾計画を改訂して市が予算を作ればいいけれど、問題は喜界島が着いている限りは、荷役がちゃんとスムーズにいくかということ、旅客船協会と港運協会が、現実味があるかどうか打ち合わせればいいのではないですか。

(有村委員)

打ち合わせはやらせていただきたいと思いますが、打ち合わせしたからといって、もう皆様のご理解はいただいていますみたいな表現だけはやらないようにお願いします。

(北崎委員長)

検討委員会でも大きな要素ですので、市から説明をいただきたいということでもよろしいでしょうか。

(有馬委員)

公園づくりをするのか、まちづくりをするのか、僕も最初からずっと、はっきりした方がいいですよということを言い続けたのですが、実感ですが、私どものところに中央公園と天文館公園があります。公園そのものは立派な公園です。だけど、イベント以外でほとんど人はいません。そういう実態を見ているから、公園づくりをするんですか、まちづくりをするんですかということをはっきり申し上げているので。もう一つ、まちなかに行って、ずっとこの今この消費の流れがどうなっているかって、天文館みたいな街って、動向を映す鏡みたいなものなので、これは個人的な感触ですけど、多分昔の天文館はモノを目的に買いに来られた方がほとんどでした。その後だんだんモノに飽きてきて、今度はサービスとか、それからイベントとか。そういうコトが足されていきました。今後どうなるかという、多分皆さん望んでおられるのは、もちろん街ですよ。公園は一例ですが、多分時間ですよ。今日1日どう過ごすのかとしたときに、まずここに行って、こういうことをして、こういうことをして、というストーリーを描いてこられる。そのストーリーから外れるようなこと

をしてしまうと、公園みたいに、「あ、公園。用事ない」ということになってしまうので、要は公園だけでなく、僕も景観大事だと思うんですよ。景観はすごく大事だと思うんだけど、そこにやっぱ今の望んでいる時間の中にゆっくりお茶飲みながら、海を見ながら、という、そういうのが必要ですよということで、カフェとかいろいろ申しあげているので、それはあくまで親水ゾーンの近くであった方がベストなんですよ。だから、食で言ったら鹿児島県下の素晴らしい市場なんかがあったら、きっと観光客も興味を引くんですよ。県がまとめた資料1の15ページはすごいよくできているなと思っていて。ここにある「生活の質を高める」ということは、「生活を高める時間」だと思っていただければいいし、「アクティブに楽しめる時間」が欲しいということになると思います。ここに時間をつけたらわかりやすいと思うので、景観の上にそういうことが乗っかっていくと素晴らしいまち、新しいまちづくりができるのではないかと思います。要は単なる公園では駄目ですよということは申しあげたいと思います。だからそういう意味で、エリアマネジメント、ゾーニングは大事な話だと思うので、その中で目的をいくつか選択できるような形を、この場所でしかできないことを、そういう選択肢を広げるというのは、とても大事なことだと思います。

(木方委員)

有馬委員の御意見はずっと承っていますので、私も全く同感です。ですので、単純な緑地公園を作れということは申しあげたわけでもないし、そういうご意見をお聞きしているわけでもないと思っています。ただ私もあくまで作り方、形の問題なので、そこは十分整合できるということだというふうに思っていますから、スポーツ・コンベンションセンターとか様々なものの取り扱いも、先ほどご意見があった通り具体的に進めていく部分もありますので、そこでの整合の中でどういう場を作るかという意味でご提案をしたというところなので、有馬委員がおっしゃっている、まちづくりとしてちゃんと場があるべきだというご意見は私も同感で、それができれば中心市街地とうまく連携して相乗効果を出すような形を作るのが理想だろうというふうに思っています。

(有馬委員)

大きなマーケティングでいうと、今街を見ていると、昔は「衣食住」だったんですよ。商品のタイプが「衣」が先に来ていた。今どういうふうに変わってい

るかという、 「食住衣」なんですよ。「食」が先に来ているので、要は興味の対象が「食」ですよ。つまりコミュニケーションを含めた食ですよ。「住」の中には、いわゆる生活雑貨、ドラッグストアとかそういうものとか、生活雑貨も含んでいるので、そういう「食住衣」になっても、「衣」は最後なんですよ。だから「衣」の魅力はあんまり感じてらっしゃらない。というのが、そういう今の大きなマーケティングだと思うので、そこもちょっと参考にしていただけたらいいと思うので。やっぱり変にここに、アウトレットモールみたいなものを書いてありますけど、100%、10年ぐらい経ったらなくなりますよ。もう今「衣」はもう絶対無理なので、やっぱりもうそこは先見性を持って考えた方がいいなと思います。

(升本委員)

多少ちょっと的外れなことを言うかもしれませんが、ゾーニングの素案をどこまで議論するかという、話になっていますが、ゾーニングの定義にもよると思うんですね。例えばこの資料2に書いています、各ゾーンのその特性みたいなものって、多分もうこれ以上掘りようがないというかですね。いやこれはその生活の質を高めることに加えてアクティブというふうに楽しむ色をちょっと出した方がいいとか、本当にちょっとコンセプト的な話になるので、もうそこそこでいいと思うんです。多分この資料に書いてあるゾーニングに何か現実味がないなと思って私も見ているのは、多分ここにその息を吹き込むのは何かっていくつかポイントあると思うんですけど、例えばこのエリアの中で、ウォーターフロントパークと北ふ頭は徒歩で繋ぐという徒歩動線になっていますけど、この連続性はどうか持たせるのか。人を歩かせるってことは、そこに連続性がなければ歩くこともしんどいですから、ただ単に歩道を作ればいいってもんじゃないでしょうから。どういう商業施設を持ってくるのか持ってこないのか、どういうエンタメ施設を持ってくるのかとか、連続性を、何をもって敷き詰めていくのかという各論に踏み込んでいかないと、多分この資料2のゾーニングの資料っていうのは本当に現実味のない、絵に描いた餅になるのではないかというふうには思います。ですから、それをもって熟度、岩崎委員がおっしゃる熟度というのかどうか分かりませんが、多少もう各論に踏み込めるところは各論に踏み込んで、もうちょっと言葉遊びではなくて、表現選ばずに申し上げますけど、言葉遊びではない現実味を持ったゾーニングの議論を次はもっとした方がいいのではないかということは私の私見

でございます。

(北崎委員長)

ありがとうございました。実はですね、私も意見は違わないんです。こういう形をまず示しながら、各論に入っていこうというふうに思っていたところです。私今日は住吉町、それから北ふ頭をどう考えるか、具体的な議論を持って行こうとしていたんですが、まだ、例えばここに施設を入れるとか何とかを入れるというふうになると、またいろんな対立が起こるかもしれないので、どういう共通見解があるかを持った上で皆さんの意見を聞いて、次に入れられるものは入れようかという考えです。

(大西委員)

軸足をどこに置くかというところなんでしょうけれども、港湾業者としましては、どの図面を見ても周りの道路ですね。これが太くもならず、そのままの状態ですけれども、あくまでその臨港道路をしっかりと軸として、余裕を持った形で作っていかなくちゃいけないと思うのは、今まで平成からずっと計画していた港湾審議会というのが、それはなんだったつけということになるわけですね。ここだけの話で臨港道路も曲げましょう、どうしましょうという話ではないわけです。それを要するに港湾事業者、我々のこともありますし、それに伴う物流の流れとかそういうものをスムーズにするという渋滞の緩和がもちろんあるでしょうし、そういうことが軸足となって港湾審議会で話が決まったわけですが、それでまたこれで話がこの会でこういうふうにならんと変更になると、また港湾審議会で軽微な変更とかいう話をしなければいけなくなるわけですね。それはもちろん志布志港でも川内港でもそういう話は港湾審議会ですけれども、本港の場合は特に港湾事業法の指定港ですので、そういうことははっきり国に報告しなければいけないし、そういう中途半端な道路では話が通らないと。鹿児島市にはちょっとあれですけども、船会社もそうですし、我々港湾運送事業者もそうですけども、年にマラソンとか花火とかそういうものがあるときは、1日限りのことなので、我々が引いて泣くわけですね。どんなマイナスの要素であれ我々が泣いて引いて、それをすんなり無事開催できるようにするわけです。しかしこれが、何ができてどうのこうのので、同じ動線のままで、じゃあスタジアムができて、ということであればそれは年1回のことではなくなるわけですね。

そうなると頻繁にそういうことが行われるということはどういうことかというのは大体想像がつくと思いますけども。渋滞は慢性化するし、もちろん駐車場もない。色んな意味では、もうマイナス要因しか考えられないわけですよ。その意味でゾーニングがどうのこうで、そこに余った人がそっちに行けばいいですけど、そういうのもなかなかいろんな問題があるんでしょうが、やはりベースとなるのは、我々が思うのは動線となる臨港道路、ないしは道路をもうちょっとパイプを太く考えていただきたいと思うんですね。皆さんご存知ないかもしれませんが、旅客船協会のフェリー等々の船を運航するのは、船会社ですけれども、船の入港をできなくするのも出港できなくするのも我々の責任でできるわけですよ。荷役作業ができないということは船が出れないということですので、そういうことの繋がりが、そういうインフラとかのところにも、発生するんじゃないかなと私は思います。

(北崎委員長)

ありがとうございます。あと予定の時間5分しかないのですが、私のシナリオでは各エリア地区について意見の少なかったところについて、ご意見いただければ、素案の熟度が高まるかなと思っているところもあるんですが、2点ご意見がある方はお願いしたいのですが、一つは住吉町15番街区エリアについて、それからあと旧鹿児島港湾合同庁舎エリアについて、これをどういうふうに扱うかという2点についてご意見があればお願いしたいのですがいかがでしょうか。

(有山委員)

住吉町15番街区についてなんですけれども、非常に細かい各論になってしまいますけれども、先ほど有馬委員がおっしゃったように、私はここに食の鹿児島の食の交流拠点を作ってはいかがかと思っています。ご承知の通り鹿児島県など南北600キロに広がる本当に豊かな自然の中で育まれている食材というのがありますし、離島もありますので、それぞれの独自の食文化っていうものが形成されています。鹿児島の農畜水産物を手に入れることができ、そして味わうことができ、またその調理体験などもできるような、そういう食の交流拠点があればいいと思っています。京都の錦市場ですとか、金沢の近江町市場のように、地元の人だけではなく、あの観光客の方も多く訪れていて、老若男女を問わず賑わいを見せるようなそういう施設があるといいなと思っ

ておりまして、このことは観光面のみならず、鹿児島県の農林水産業の振興ですとか、ひいては食文化の継承ということにも繋がると思いますので、住吉町15番街区は、ここが絶対ふさわしいというわけでもないんですけども、このエリアのどこかにそういったものができるといいなということを感じております。

(岩崎委員)

すいません今日は厳しいことを言いますが、この委員会は県有地利活用委員会ではなくて、ウォーターフロントのゾーニングの委員会だということで、具体的に対象となっているところは県有地をベースにやっていますけれど、鹿児島商工会議所としては住吉地区にMICEと言っているわけではなくて、県有地部分プラス南側全体をどう使うのかということ、ゾーニングをどうするのかということ、我々は検討しているという意味において、住吉地区だけをどう使うかみたいな話はあまり私としては議論の対象としておりません。

次に県有地利活用検討委員会であったら、唐突になんで旧鹿児島港湾合同庁舎の話がこの委員会に出るのも奇異な感じがします。鹿児島県としては、ウォーターフロントを本当に良い形に持っていくためにはどうしても財務省が好き勝手にされたら困るということを出してきていると思います。会議所としても、過去にドルフィンポートのときにありましたけれど、県外資本の、特に小売業でもあそこで国に結構な値段出されてとんでもないことはされたくないですから、鹿児島県がやはり国が好き勝手しないようにするという意味じゃそこを押さえるといえるのは結構ですけど。ただ財務省が定借で決めたからといって、なぜ鹿児島県がそれに従わないといけないのかと、私からすると言葉づかい悪いですがふざけんなどという感じですよ。元々港湾合同庁舎はウォーターフロントの県有地の方に引っ越しているわけで、県有地のところだけ自分が取って、前いたところは今度は財務省が銭儲けに使うのかという話でいけば、鹿児島県がウォーターフロントをするんだったら、国が何と言っても政治力の力関係で、ちゃんと県が払い下げするのが筋だと思います。現状では私はあそこ定借を前提に議論したくはないです。

(大西委員)

私の会社の向かいにあるんですけど。ゴースト化した建物ですけど、以前は

港湾事務所もありましたし、運輸局の鹿児島支署がありましたし、税関も入っています。そういう建物ですから、相当古い。岩崎さんのガソリンスタンドのところまでが敷地だとは思いますが、藪がそのまま、どうせ壊すんだからという考えなんではしょうけども。マイアミ通りから港を見たときの色んなブイや色んなオブジェ的に電気が出る発光するようなものを置いていますけれども、全部藪に隠れてもう何の意味もなさないわけです。現在ですね。それであの辺を観光客が通るし、バスがドルフィンポート跡地に入っていますけれども、あそこで降りてそこを歩いて街の店舗まで行くわけですね。だからそんなゴーストビルのような、藪にまみれた、板を打ちつけたような建物の横を歩いていくのもかわいそうだなとか思いますけども。あと何年になるかわからないけれど、多分アスベストも含んでいると思いますし、解体費用もかかると思います。とりあえず「バスも降ろしてから臨港道路に出るが、出るときに必ず反対車線までオーバーして反対車線を干渉しないと曲がれない。出ていけない。」というような状況があって、その前にその板で打ち付けた4階建てか5階建ての建物があるわけで、とりあえず壊す前でも藪だけは払っていただきたいなということをお願いしたいなと思っております。

(北崎委員長)

そういう意見を踏まえまして、また県の方でも検討していただくということと考えます。

(森委員)

先ほど岩崎委員から熟度がまだ足りてないというお話はありましたけれども、ただこの資料自体はこれまでの県の皆さんの意見を含め、相当膨大な情報を議論しやすいような形でまとめたいただいたんじゃないかなと思います。

やっぱりもう少し深い具体的な議論をやっていくということが必要だと思いますので、材料としてはよくまとめたいただいたのではないかなと私は思っていますので、次回の具体的なことについての議論ができるといいかなと思っております。

(北崎委員長)

ありがとうございました。具体的なところをもう少し議論できるようにシナリオも考えてまいります。私の方が少し急いでまして、さっき住吉町15番

街区で有山委員からご意見が出ました。そして岩崎委員からは、全体を考えないと駄目だよという意見をいただきましたが、あのスポーツ・コンベンションセンターの基本構想では、そこは駐車場になっているんですよ。立派な駐車場が3列ぐらいきちっと作られています。県の方ではそこをどう使うかということになると、駐車場だったら駐車場になってしまいますので、今までの経緯についてスポーツ・コンベンションセンター整備課から説明がありませんか。

(県スポーツ・コンベンションセンター整備課)

県のスポーツ・コンベンションセンター整備課でございます。今委員長の方からも、この住吉町15番街区を今後検討していくにあたりまして、これまでのスポーツ・コンベンションセンターでの整備についてのお尋ねがございました。スポーツ・コンベンションセンターにつきましては、先ほどからお話ございましたが、基本構想において住吉町15番街区に駐車場を整備するとして整理したところでございます。一方当委員会におきましては、今後住吉町15番街区を含めます、本港区エリアについてその利活用の検討を今現に進めていらっしゃると思いますので、県としましては、当委員会の検討状況も踏まえまして、スポーツ・コンベンションセンターの駐車場のあり方については検討することになるものと考えております。仮に住吉町15番街区が他の利活用の方向性となった場合におきましては、これまでもご説明してまいりましたが、スポーツ・コンベンションセンターの駐車場については、港湾機能等への配慮、利便性、景観などにも配慮しながら、周辺の県営駐車場の収容台数の増を検討するものになると考えています。

(北崎委員長)

基本構想では駐車場ということになっていたんだけど、それを弾力的に考える余地はあるということですかね。

(岩崎委員)

住吉町15番街区がスポーツ・コンベンションセンターの駐車場として決定しているのなら、ここにゾーニングの対象として出すこと自体が失礼ですよ。会議所は既にあそこの駐車場は反対していますし、台数とかそういうのは全然詰まっていないです。そしてスポーツ・コンベンションセンターに来る人た

ちの駐車場という話だったら、常識的にありえません。8000人ぐらいの会場で基本的には公共交通機関ですよ。そうすると、どういう目的の人が、何台ぐらい駐車場が必要ですかと、そこを詰めないで、安易に箱物だけで、動線として脆弱なあそこに駐車場を作るのは、会議所は反対です。そういう話は既に伝えてありますし、最初に申し上げたように、あそこに駐車場がありきならここで何でゾーニングの話をするんですか。そんな失礼な話はないでしょう、ということです。

(北崎委員長)

一応基本構想に考慮しながらということで、私は基本構想を見ながら住吉町15番街区は立派な駐車場という形で指定されていたので、それについてはやっぱりある程度県の今の状況を皆さんに知らせておいた方がいいかなという形です。

(岩崎委員)

この委員会はゾーニングに関しては上位の機関ではないんですか。そして駐車場を含めて、スポーツ・コンベンションセンター云々っていうのは、検討しているのは県ですよ。

(北崎委員長)

私の取り越し苦労ですね、すいません。やっぱり上位機関なのでここで諮ることは私の方が失言したようです。

(岩崎委員)

と思います。

(木方委員)

今後今のような具体的な議論が積み重なってくるとはと思いますが、あくまでそれは個別の話ではなくて、私が今日ご説明した通り、然るべき構成を持っていなければいけないので、その部分はしっかり素案としても作った上で今後議論をするように、ぜひよろしく願いいたします。

(北崎委員長)

そういう共通の認識をしっかりと地として持つておかないとなかなか議論ができないということですね。それでは時間が超過していますので、私の方から今回の委員会をまとめたいと思います。検討委員会としてどれだけ今回の委員会が前進したかということについては非常に委員長として恥ずかしいところがありますが、色んなことを逆に言い合ったことが前進だったかなというところもあります。私も委員長を引き受けて、非常に難しい委員会だなんてずっとずっと考えておりました、こんなに難しい会議はちょっとないように感じています。

本日皆様の意見から、次回にはもう少し内容の入った素案を提示していただきたいと思います。

それでやり方の問題もいろいろありましたけど、私としては今回宿題として、市の方には北ふ頭でスタジアムの構想がありますけれども、有村委員から言われたように、一番最先端の議論、これは県とのやり取りは委員会としては承知しなくて、私は新聞で知ったくらいですけども、県と市との8項目の問題、それからどういう形のスタジアムを構想しているかというのは港湾関係者とある程度議論を詰めたものを持ってきて頂きたいということが一つです。

それからもう一つは国の留保財産の旧港湾合同庁舎、これちょっと私も十分調べてないのであれですけど、これについて県の方も少しちょっと検討してくださいということです。あとですね、ピン止めをしなければいけないと思っています。

ゾーニング案については道路の問題について指摘がありました。

それからスポーツ・コンベンションセンターをどうするかということについて、具体的に議論を深めたいと思いますけど、それについて色んな県内のご懸念、県民意見のご懸念がありました。そして色々ありますけど、それを含めて、県からスポーツ・コンベンションセンターの設置について資料をお願いしたい。検討をお願いしたいと思っています。よろしいですか。そういうことをお願いしたいと思います。他に次回の宿題としてこういうことをお願いしたいということがありましたら、簡潔にお願いします。

(森委員)

ピン止めの議論というのは、まさにその通りでして、元々スポーツ・コンベンションセンターをドルフィンポート跡地に置くことを前提としたこの委員会だと思うのですが、それをそもそもどうするのかというところももう一

回外すのかという話と、ここ何回か議論してきて、やっぱりウォーターフロントパークは残すべきだ、これも多分ピン止めになったと思いますし、あとは当然大前提なんですけど港湾機能、これは絶対維持しなきゃいけない、ここも決まっていたことだと思いますので、次何を止めていくのかということだと思いますけど、今の前提としてのスポーツ・コンベンションセンターの話というのがまた変わるのかどうかということは、大きな話だと思います。

(北崎委員長)

私としてはスポーツ・コンベンションセンターの基本構想としては、各委員からもご指摘あったように、やっぱり与件としてそれがあって、この委員と委員会があると思います。ただ、そのままじゃなくて本港区の中でより良い利活用をするためにどうするかという議論は当然あって然るべきだと思います。

(森委員)

場所をどうするかという話と、実際いろんな皆さんがご懸念されている、例えばアイデア公募の中で、日陰になったらどうするんだとかですね、あと景観のことを考えたときに、高さをどうしたらいいのかとかですね。2段階でやったらいいんじゃないとか、色んなアイデアも出てきていたと思います。それはゾーニングが決まった後に、それをどう使っていくかということ、どういうふうにしていくかということと、元々どこにするかということとはちょっと議論が違うかなという気もしますので、その辺りも含めて、一度整理していただいた方がいいのかなと思いますので、次回に向けてよろしく願います。

(岩崎委員)

ここでするのは変でしょう。ゾーニングの話で、なぜゾーニングの委員会で高さどうするとか形どうするとか、それは逆に県がちゃんと結果責任でやってくださいよって話じゃないかな。

(北崎委員長)

だから設置そのものに対して県民のいろんな意見が出てるんですよ。そういうのをいかに解消できるかということとは当然知っておきたいし、高さが何mとかそういうことをここで議論はできないと思います。

(木方委員)

私が申し上げている通り、これはゾーニングの中での構成の問題として議論するしかできないと思います。そこの中できちんと考えていって、その後、それを具体的に景観なりデザインをどうするかは各会議、例えば景観デザイン調整会議でやればいいので、ここはゾーニングの中で何がどう並んでいてですね、どういう組み合わせで人が動くのかっていうことをしっかり議論して、スポーツ・コンベンションセンターとともに位置付けるということ。それをしっかりやっていくということ是可以するんじゃないか、ということが今日の私の趣旨ですので、その方向だと私は思っています。

(委員長)

それは今のところ共通見解であると思っております。何か最後ございませぬね。これで議題の方は終わりたいと思います。